

『ヘンリー一世の法』第一七章と御料林——覚書——

遠山 茂樹

はじめに

一般に、御料林 (royal forest) が独自の裁判機構をそなえたひとつの制度として確立するのは「ノルマン征服」以後のこととされているが、⁽¹⁾ ウィリアム一世及び二世の時代の残存史料は少なく、ヘンリー一世治世期(一一〇〇—一三五)年) になってやや多くなるといわれている。⁽²⁾ 周知の『ヘンリー一世の法』第一〇章には所謂「国王の訴訟」が列挙されており、そのひとつに御料林も含まれているが、御料林訴訟については同第一七章に記されている。ジュデイス・グリーンによれば、この第一七章は御料林官が執行した法について述べてある同時代の唯一の文書であるという。⁽³⁾ その第一項には「御料林訴訟も、じつに多くの厄介ごとで包囲されている (Placitum quoque forestarum multiplici satis est incommoitate uallatum.)」⁽⁴⁾とあり、その煩雑なることが示唆されている。そして、それに続く同第二項には次のような規定がみられる。

De essartis, de cesione, de combustione, de uenatione, de gestatione arcus et iaculorum in foresta, de misera canum expeditione, si quis ad stabilitam non uenit, si quis pecu[ni]am suam reclusam dimisit; de edificis

(1) 『ヘンリー一世の法』第一七章と御料林

in foresta ; de summonitionibus supersessis; de obuiatione alicuius in foresta cum canibus ; de corio uel carne inuenta.^(*)

すなわち、開墾、樹木の伐採、焼払い、狩猟、御料林における弓・長槍の携帯、犬を不具にするという卑劣な慣行、勢子として鹿狩りに赴かない場合、閉じ込められていた家畜を野に放った場合、建物の建造、召喚に感じない場合、御料林内で犬を連れ歩いている場合、獣皮もしくは獣肉の発見——これらはすべて御料林犯罪とみなされたのである。リーバーマンは、当条項は国王判事によって実施された御料林審問 (*Inquisitio forestae*) の項目リストかもしれないと推察し、リチャードソン、セイルズ両氏は御料林巡回裁判の諸条項にもとづくものであったにちがいないと考えた。また、チャールズ・ヤングは列挙されている項目の多くが後世の御料林巡回裁判官に与えられた指示のなかに見いだすことができることから、それらはヘンリー一世治下で発令された御料林巡回裁判官に対する指令かもしれないと推測している。こうした歴史家たちの見解を勘案すると、そこに列挙されているのは、端的にいつて、御料林裁判の訴件とみてよいだろう。

もしそうだととして、右記の『ヘンリー一世の法』第十七章第二項にみられる規定は、はたしてどの程度までヘンリー一世治世期の御料林制度を反映しているのだろうか。この小稿の目的は、こうした問題視角からヘンリー一世治世期の御料林行政の一端をさぐってみることにある。

本稿は筆者が近年すすめている一二世紀イングランドにおける御料林行政に関する基礎的研究の一部であり、そのささやかなメモランダムにすぎない。前稿同様、具体的な史料とその試訳もしくは大意を提示しながら叙述をすすめていくつもりだが、筆者にとっては不案内な史実も多く、また史料も網羅的なものではないゆえ、大方のご教示をお願いする。

一、狩猟に係わる規制

上述した『ヘンリー一世の法』第七章第二項から、同法の意図は大別して、狩猟行為を禁止し、猟獣の生息環境をまもるといふ二点に集約されよう⁽⁹⁾。後者の目的のために、土地の開墾、樹木の伐採、家畜の放し飼いは禁止され、前者の目的のために武器の携帯や犬の連行が禁じられ、獣皮・獣肉の発見も御料林犯罪とみなされたものと解される。また、犬を不具にするという慣行も狩猟行為の禁止に通ずるものであろう。さらに、同規定からは王の鹿狩りに際して勢子として奉仕する義務と、おそらくは裁判所への出廷義務も課されていたことが推測される。以下ではまず、御料林法の根幹にかかわる狩猟行為に関する史料をとりあげ、具体的にみていくことにしよう。

そもそも王は御料林地域における鹿やイノシシといった大型猟獣の狩猟独占権を主張していたが、ヘンリー一世治世期の史料からもそのことはうかがえる。たとえば、同王は次のような令状（一一〇二年頃）を交付している。

【史料一】〈Henricus Rex Angliae Rogero vicecomiti et Ricardo Engaina, salutem. Praecipio vobis ut faciatis abbatem de Ramlesial Aldwinum habere silvas suas et omnia sua necessaria, praeter cervos et cervas, et porcos et omnes consuetudines suas inde sicut antecessor suus unquam melius habuit tempore patris mei.〉（試訳「イングランドの王ヘンリーは、州長官ロジャトリチャード・インゲイン⁽¹⁰⁾に挨拶を送る。余は以下のことを汝らに命ずる。汝らはラムジ修道院長オールドウィンに彼の森林とあらゆる必要物を、牡のアカジカ、牝のアカジカ、イノシシ、そしてすべての慣習的諸貢租を除き、彼の前任者がかつて余の父の時代により良く保持していたように、保持せしむべし。」⁽¹¹⁾）

(3) 『ヘンリー一世の法』第七章と御料林

この史料から、ラムジ修道院長がみずからの所有せる森の保持・管理と必要物の取得を認められたことが明らかであるが、注目すべきはアカジカとイノシシの捕獲は認められていなかったという点である。つまりその狩猟権は王が留保していたということである。こうした状況はおそらく「余の父の時代に (*tempore patris mei*)」すなわちウィリアム一世の時代に既に存在していたものと推測される。ウィリアム征服王がアカジカをあたかも自分がその父親であるかのように溺愛したという、かのアングロ・サクソン年代記の有名な一節⁽¹²⁾がおもいおこされよう。ちなみにウィリアム二世世治世期には次のような令状が出されている。

【史料②】〈Willelmus Rex Anglie forestariis suis salutem. Defendo ne aliquis vestrum se aliquid intronitit de nemore Aldwini abbatis de Ramesia nisi de bestis et de esartis.〉(試訳「イングラントの王ウィリアムは彼の御料林官たちに挨拶を送る。余は、なにごとに関してであれ、汝らの誰かがラムジ修道院長オールドウィンの森に干渉することを禁止する。但し、獺獣ならびに開墾については、この限りではない。⁽¹³⁾」)

この史料の内容は明快で、みられるように御料林官らがラムジ修道院長の所有せる森に干渉することを禁じている一方、獺獣と開墾に関する査察権はあくまでも王が掌握しており、その二点については御料林官の干渉を認めている。ここでは『ヘンリー一世の法』第七章第二項に、「開墾について (*De essartis*)」という項目が含まれていることも、あわせて想起されよう。このように御料林に指定されるということは、たんに王の獺獣(鹿・イノシシ)を捕獲できなかつたというだけでなく、開墾という一二世紀にあつては社会経済史的にきわめて重要な意味をもった活動にも法的規制が加えられることを意味したのである。

ラムジ修道院に附与された上記の特権と同様のものは、アビンドン修道院の記録にも残されている。次の特許状(一一

○五年）はヘンリー一世がソールズベリー司教ロジヤ、ヒュー・ドウ・ボ克蘭ド⁽¹⁴⁾ならびにバークシャの全バロンに対して宛てたものである。

【英訳⁽⁵⁾】 <Sciatis quod concedo ecclesiae Sanctae Mariae de Abbendona, et Partio abbati, et monachis, perpetuo in custodia eorum habendam silvam de Cumenore et Baggeleia, et omnes capreolos, quos ibi invenire poterint, accipiant. Et cervos et cervas non accipiant, nisi mea licentia ; et ego nemini licentiam dabo ibi venandi nisi illis ; et omnes forisfacturas sartorum concedo eis.> (試訳「汝らは、以下のことを承知すべし。余は、アビンドン⁽¹⁵⁾の聖メアリ修道院と修道院長フアリティウスならびに修道士たちに、クムノアとバーグリの森が彼ら自身の管理下で恒久的に保持されるべきことを認め、かつその森で遭遇するすべてのノロジカを捕獲することを認める。なお、アカジカについては牡・牝ともに、余の許可がなければ捕獲してはならないものとする。さらに余は、その森における狩猟許可を彼ら以外の者には附与しないものとする。かつ余は、開墾にかかわる罰金を彼らに譲与する。」)

クムノアおよびバーグリの森はテムズ川の大湾曲部に所在し、中世を通じてオクスフォードに建築資材を供給していた森である⁽¹⁶⁾。ヘンリー一世は、アビンドン修道院が所有していたこのふたつの森の管理を同修道院に一任することを約束し、さらにノロジカの捕獲を認めている。他方、アカジカの捕獲についてはあくまでも王の許可を要すると厳命している。また、違法な開墾に伴う罰金を修道院に譲与しているが、これは事実上、開墾の容認ともうけとれる。

さて、これまでみてきたところから明らかのように、鹿のなかでもとりわけ禁猟の対象とされたのはアカジカであった。意味ありげにも、ヘンリー一世治世第三一年度のパイプ・ロウルではアカジカ捕獲のかどで罰金を課されているケースが圧倒的に多いのである⁽¹⁷⁾。また最近の動物考古学の研究成果も、「ノルマン征服」以前の鹿狩りにおいてはノロジカ

が第一の獲物とされていたのに対して、征服以後はアカジカ狩りが支配階層の主流になっていたことを裏づけており、ノルマン人によるフォレスト概念の導入と鹿狩りにおける獲物の変化（ノロジカからアカジカへ）の関連性、さらには狩猟形態の変化も指摘されている。⁽⁶⁾

これに関連して興味深いのが次の史料である。これはヘンリー一世がヨークの大司教、州長官オズバートをはじめ、ヨークシャのバロンや忠臣たちに宛てたもので、発給年代は一一〇八×一一一四年と推定されている。

【史料4】〈*Sciatis quod Willelmus, Abbas de Wyreby, et monachi illius loci dederunt michi in forestis suis, omnes cervos et cervas et porcos, et ego illos forestavi michi et haer. meis. Quare volo et praecipio ut Abbas et mon. de Wyreby omnia nemora sua et pasturas suas in perpetuum teneant ita libere et quiete et honorifice ut nullus de ministris meis intronitit se de nemoribus et pasturis eorum, nec disturbet eos facere proficuum suum de nemoribus et pasturis eorum.*〉（試訳「汝らは以下のことを承知すべし。ワイトビーの修道院長ウィリアムと修道士たちは彼のフォレストにいる牡のアカジカ、牝のアカジカ、それにイノシシを余に贈与し、余はそれらを余と余の後継者たちのためにフォレスト化した。よって、余は次のことを欲し、かつ命ずる。ワイトビーの修道院長と修道士たちは彼らのすべての森林と放牧地を自由に、平穩に、誉れ高く恒久的に保有すべきである。ついては余の役人たちの誰ひとりとして彼らの森林ならびに放牧地に干渉してはならず、また彼らがかれらの森林と放牧地からみずからの利益を引き出すのを妨げてはならぬものとする。⁽⁷⁾」）

この史料によって理解されることは、ワイトビー修道院長ウィリアムがアカジカとイノシシを王に譲与する一方、他方で王は修道院長ならびに修道士たちにかれらの所有せる森と放牧地の自由な管理を許容したということである。とりわけ史料の文言中、アカジカとイノシシを「フォレスト化した (*forestavi*)」という表現が用いられていることに留意

したい。これは王がそれらの獵獸の狩獵独占權を設定したのと同義に解されるが、ここにフォレストの原義がみてとれる。ワイトビー修道院の所有する森と放牧地がフォレスト化（御料林化）されたということは、そこに王によるアカジカならびにイノシシの狩獵独占權が設定されたということであり、まさにそれゆえにワイトビー修道院長はみずからが所有している森や放牧地であるにもかかわらず、その管理を国王ヘンリー一世から譲与されているのである。

当御料林はジョン王治下で解除されることになるが、次の特許状はそれを裏づけている。ちなみに、見出しは「御料林の指定解除について (*De deafforestatione forestae*)」である。

【F[森]c】〈Johannes, D. G. Rex Angliae, Dominus Hyberniae, Dux Normanniae et Aquitanniae, et Comes Andegaviae, Archiepis. etc. salutem. Sciatis nos reddidisse et concessisse et pr. c. nostra conf. Deo et Ecclesiae S.P. et S. Hyldaе de Wyleby, et Petro Abbati, et succ. suis, et mon. ibid. Deo serv. inperpetuum, omnes cervos et cervas et porcos de forestis suis constitutus infra metas in carta Regis Henrici, avi patris nostri, et in carta Regis Henrici, patris nostri, determinatas, quos idem Rex Henricus, avus patris nostri, sibi afforestaverat. Quare volumus et praecipimus quod Abbas et monach[i] de Wyleby omnia nemora sua et pasturas suas in perpetuum teneant, ita libere et quiete et honorifice ut nullus de ministris nostris intromitat se de nemoribus et pasturis eorum.〉(試訳「神の恩寵により、イングランドの王にしてアイルランドの領主、ノルマンディならびにアキテーヌの公、アンジューの伯たるジョンは、大司教その他の者に挨拶を送る。汝らは次のことを承知すべし。余は神とワイトビーの聖ピータならびに聖ヒルダ教会、修道院長ピータ、彼の後継者、そしてそこにおいて神に仕えし修道士たちに、余の父の祖父たるヘンリー王〔ヘンリー一世〕の証書ならびに余の父たるヘンリー王〔ヘンリー二世〕の証書において確定されたる境界内に創設された彼らのフォレストにいるすべての牡のアカジカ、牝のアカジカ、それにイノシシを―これらは余の父の祖父たる上記ヘンリー王〔ヘンリー一世〕がみずからのためにフォレスト化していたものであるが―恒久的に返還し、授与し、

余の当証書によって確認した。」「」内は筆者。以下、同様)

かくして、ワイトビーの修道院長ウィリアム・ドウ・パースイによってヘンリ一世に譲与されていたアカジカならびにイノシシは、ジョン王によって時の修道院長ピータと修道士たちに返還され、ここに御料林の指定解除が成ったのである。⁽²¹⁾

こうした鹿とイノシシの王による独占というフォレストの属性は、ノルマンディ公ウィリアムがみずから創建したカーンのサンテチエンヌSaint-Etienne修道院に授与された次の特許状の一節からもうかがえる。

【史料6】〈Trado...silvam de Malopertuso et de Tortavalle et de Polonia et de Casneto cum aquis et terris seu omnibus ad eas pertinentibus, hac conditione servata, ut monachi ipsius coenobii ipsas silvas nullo tempore destruant vel destrui jubeant propter ipsam terram colendam sive inhabitandam retentis in meo dominio cervis, capreolis et apris silvestribus.〉
(訳「余は…(中略)…モーペルトユイ、トールトゥヴァル、フローニュ、ケネ・ゲノンの森を、流水、土地あるいはそれらの森に附属するすべてのものとともに引き渡す。但し、その条件として同修道院の修道士たちは同上の土地の耕作や居住のために、いつ何時であれ、同森林を破壊したり、破壊を命じてはならず、また野生のアカジカ、ノロジカ、イノシシは余の直接支配下に留保する。」)

ウィリアムはカーンのサンテチエンヌ修道院に土地その他の諸特権とともに、モーペルトユイMauperthuis、トールトゥヴァルTorteval、フローニュFoulogne、ケネ・ゲノンQuesnay-Guesnonの森も贈与したが、その際ウィリアムは右に引用した一節にみられるように、修道士たちが土地の耕作や居住を目的として樹木を伐採してはならないこと、ま

た森に生息する野生のアカジカ、ノロジカ、イノシシについてはこれを留保するという条件を附したのである。⁽²³⁾ここにわれわれは、狩猟の独占と伐木の禁止（敷衍すれば、猟獣の生息環境の保全）という御料林法の本質をみることができる。ところで、先述した『ヘンリー一世の法』第七章第二項より、王の鹿狩りに際し、勢子奉仕を履行しなかった者も御料林裁判の対象となったことがうかがえるが、ヘンリー一世治世期の次の史料は、実際にそうした奉仕義務があったことを裏づけている。

【史料7】〈Henricus rex Anglorum W. uicecomiti de Oxenefort & omnibus forestariis suis de Oxenfortscira salutem. Sciatis me clamasse quietos abbati de Eglessam homines de Eglessam ne eant ad stabilitatem quandiu familia mea ibi hospitata fuerit.〉（試訳「イングランド人の王ヘンリーはオクスフォードシャの州長官Wと同州のすべての御料林官に挨拶を送る。汝らは次のことを承知すべし。余はエインシャムの修道院長に、余の家中の者が当地に逗留している間、エインシャムの領民たちの勢子奉仕を免除した。⁽²⁴⁾」）

この勢子としての奉仕義務は、エドワード証聖王の時代にすでにあつたもので、バークシャ、ヘリファード、シュルーズベリ、ランカシャなどでも同様の義務があつたことが確認できる。⁽²⁵⁾『ヘンリー一世の法』の御料林関係の規定には、このようにアングロサクソン時代にまで遡り得る慣行も含まれているのである。

ともあれ、これまでみてきた若干の史料をふりかえつてみると、ヘンリー一世も父王ならびに兄王同様、いわゆる王の猟獣（とりわけアカジカ）の狩猟権をなかなか手放さなかつたもののものであり、その意味ではヘンリー一世がイングラント全土における狩猟独占権を主張したというオルデリク・ヴィタルの文言も⁽²⁶⁾信憑性が高いとの印象をうける。

二、獵獸の贈与

王が狩獵独占權を主張し、それを強要したからといって、實際に御料林地域で頻繁に狩りに興じていたかといえ、それはまた別個の問題であつて、むしろヘンリー一世の時代になると御料林からあがる固定収入、罰金収入、獵獸の現物贈与などが大きな意味をもつようになっていた。ヘンリー一世治世第三二年度のパイプ・ロウルには御料林の固定収入(census)も散見されるが、⁽²⁷⁾ みのがせないのが御料林裁判収入である。その実収納額(三〇八ポンド)の対総計比は一・三%と低い、請求額(千四一七ポンド)でみると二・一%で、たとえば空位聖職位に関する収入の請求額(千二九三ポンド)で、対総計比は一・九%を上回つてゐるのである。さらに各種の裁判収入総額二千三九六ポンドのうち、御料林の裁判収入は謀殺罰金の実収納額(一一二二ポンド)よりもはるかに多い。⁽²⁸⁾ 総じていえば、御料林関連の収入が国王収入全体のなかで占める割合は決して大きくはないが、それでも国王収入の一項目として、ヘンリー一世の王室財政のなかにしっかりと組み込まれていたといふべきであらう。

さらに、御料林内で獲得された獵獸の十分の一を修道院に贈与するという慣行もヘンリー一世治世期にはかなり一般化してゐたようである。たとえば、ヘンリー一世はデイーンの御料林地域にゐる「すべての御料林官、狩人、弓の射手に対して」(omnibus foreararis, venatoribus, et arcariis)「次のような命令を發している(推定年代一一〇〇×三五年)。

【史料②】 <Sciatis me concessisse Deo, et Sancto Petro de Gloecetria, omnem decimam totius venationis meae quae capta erit in forestis ejusdem provinciae.> (試訳「汝らは、余が神とグロースタの聖ペテロ修道院に対して、その地域(デイー)の御料林において捕獲される余の全獵獸の十分の一を讓与したことを承知すべし。」)⁽²⁹⁾

ヘンリ二世もこれを追認し、グロースタの聖ペテロ修道院の修道士たちにデインの御料林において捕獲される全獵獸の十分の一を贈与するよう命じている（推定年代一五四〇×八九年³⁰）。こうした贈与がその後も引き続きおこなわれていたことは、次にあげるヘンリ三世の令状よりみてとれる。これは一二三五年八月五日にデインの御料林地域にあったセント・ブリアヴェル城の城代に宛てられたものだが、同城の城代はデインの御料林長官を兼ねていたので同御料林長官に交付された令状といつてもよい。

【史料の】〈Quia dilecti nobis abbas et conventus Sancti Petri Gloucestriae decimam totius venationis quae capitur in foresta nostra de Dene percipere consueverunt de done praedecessorum nostrorum regum Angliae, quorum cartam simul et confirmationem nostram inde habent, vobis praecipimus quod de tota venatione de caetero capienda in praedicta foresta nostra, quandocunque confugerit in ea venationem capi ad opus nostrum, decimam sine difficultate eis habere faciatis.〉（試訳「余の親愛なるグロースタの聖ペテロ修道院の修道院長ならびに修道団は、デインの御料林において捕獲されるすべての獵獸の十分の一を、余のイングラント王の祖先たちからの贈与物として受領するのを慣わしとし、それに関する先王たちの証書と余の確認状も所持している。よって、誰であれ、デインの御料林において余のために獵獸を捕獲することがあつたならば、余は汝らが今後上述の御料林において捕獲される全獵獸の十分の一を、何の支障もなく彼らに所有せしむべきことを命ずる。」³¹）

ヘンリ一世はまたヨークの大司教、州長官ならびにイングラント人とフランス人とを問わず、ヨークシャのすべての役人とバロンに挨拶を送り、次のような獵獸の十分の一の所有をヨークの聖メアリ修道院に認めている。

【史料10】〈Concedo Deo et Sancte Marie et abbati abbacie Sancte Marie de Eboraco imperpetuum habere totam decimam totius venationis mee de Euerwikschira, in carne scilicet et coriis, quicumque capiat, et lardenarii mei eis liberent totam et vicecomes meus de Euerwik videat ut sine labore et molestia semper habeant predicti monachi.〉(試訳「余は神と聖メアリならびにヨークの聖メアリ修道院の院長に、ヨークシャの余のすべての猟獣の全十分の一を、誰が捕獲するにせよ、すなわち獣肉と獣皮で恒久的に所持することを認める。かつ余の食肉担当係は、彼らにそれをあますところなく引渡し、ヨークシャの余の州長官は上述せる修道士たちが、何の支障も妨害もなく、つねにそれを所持できるよう手配すべきものとする。」)

この史料からは、ヨークの聖メアリ修道院が猟獣の十分の一を「すなわち獣肉と獣皮で (*in carne scilicet et coriis*)」受け取っていたということ、またその引渡しは王の「食肉担当係 (*lardenarii*)」によっておこなわれ、最終的にその責任を負っていたのが州長官であったことが理解される。既述のように、『ヘンリー一世の法』第十七章第二項には獣皮・獣肉の発見という訴件もみられるが、獣皮もしくは獣肉は発見された場合はもとより、それを所持していた不審者も当然のことながら御料林裁判に付されたにちがいない。

猟獣贈与の慣行はノルマンディにおいてもみられた。次の史料は、イングランド王ヘンリー一世がノルマンディ公たる資格でもっていたフェカン Fécamp の御料林 (「公の森」^{フォレスト・テネマン}) に関するものである。

【史料11】〈Henricus rex Anglorum archiepiscopis, episcopis, abbatibus, comitibus, baronibus, et omnibus fidelibus suis tocius Angliae et Normanniae, salutem. Sciatis quod decimae de foresta mea Fiscanni, quas venatores mei de venationibus meis injuste difforciabant, Rogero abbati Fiscanni et procuratoribus suis, in presentia mea et baronum meorum illi fuerunt

adjudicatae. Quare concedo et inviolabiliter praecipio quod ecclesia Fiscanni amodo integre percipiat et in perpetuum possideat libere et quiete omnes decimas forestae meae de Fiscanno in venationibus et omnibus aliis rebus. Concedo etiam pro salute animae meae et omnium predecessorum meorum, cum omnibus decimis, omnes ecclesias et earum donationes quae in praedicta foresta mea aedificabuntur, si forte processu temporis aliquas contigerit in eadem foresta ecclesias aedificari. V (試訳「イングラント人の王ヘンリは大司教、司教、大修道院長、伯、バロン、全イングラントならびにノルマンディのすべての忠臣に挨拶を送る。汝らは次のことを承知すべし。余の狩人たちが余の獵獸から不当に差し押さえていたフェカンの御料林の十分の一税は、余と余のバロンたちの面前において、フェカンの修道院長ロジャとその代理人たちに返還されるべしとの裁定が下された。それゆえ、余は、今後フェカンの修道院が獵獸その他あらゆるもので、フェカンの御料林の十分の一税を十全に先取し、かつ恒久的に、自由かつ平穩に所有することを認め、不可侵のものとして嚴命する。さらにまた、余と余の祖先の靈魂救済のために、もしもフェカンの御料林において今後教会が建設されることになったならば、余はすべての十分の一税とともに、上述せる余の御料林内に建設されるはずの教会とその供物をすべて譲与する。』³⁴⁾

右の史料から、王とバロンの裁判集會が開催され、そこにおいて狩人たちが不当に押収していた獵獸のフェカン修道院長への返還が裁定されたことが理解されるが、あたかもフェカンの御料林には専従の「狩人たち (venatores)」が常駐していたかの如くである。ノルマンディの御料林地域では新しい教会の創設も積極的に奨励され、入植もイングラントの場合に比べるとそれほど困難を伴わなかったといわれているが、³⁵⁾ その一端は当証書の末尾の文言にもみてとれよう。なお、右に引用した史料には明記されていないが、ヘンリ二世の証書から少なくともフェカンの御料林の十分の一税には獵獸のほかに豚の放牧料 (pasnagium) が含まれていたことが明らかである。³⁶⁾

いったいに御料林からあがる十分の一税は多くの構成要素から成っていた。たとえばノルマンディ公ロベール(在位

一〇二七一三五) はスリシCerisy修道院に同修道院からドロムス川に至るまでの森の十分の一税を贈与したが、その内訳は左の如くであった。

【史料12】〈decimam scilicet totius nemoris ab ipsa abbata usque ad Dromum fluvium, in pasunagis, in venationibus, in placitis, in caseis vaccarum, ovium, caprarum et porcarum.〉³⁷⁾

すなわち、当該十分の一税は、豚の放牧料、猟獣、訴訟、乳牛からつくられるチーズ、羊、山羊、そして豚小屋から成っていたのである。これに関連して、ドリールもプティ・デュタイイもノルマンディ公ロベールはスリシ修道院にいくつかの森からあがる裁判収入の十分の一を譲与したと述べ、ノルマンディでは十一世紀から御料林に係わる特別な裁判管轄権が存在していたとみている。³⁸⁾ プティ・デュタイイは、とりわけ右にみた史料中の「訴訟で (in placitis)」という文言に注意を喚起しており、ドリールは、一〇八二年にモルテン伯がサンテヴールSaint-Evroul聖堂参事会会員にランド・プリLande-Pourrieの御料林の十分の一を寄進しながらも、「訴訟の十分の一と猟獣の十分の一を除外して (excepta decima placitorum et decima venationis)」³⁹⁾ いる事例をあげている。確かに、これらの文言は御料林裁判の存在を示唆していると考えられるが、遺憾ながら裁判の詳細はわからないのである。

いずれにせよ、御料林の十分の一税、あるいは猟獣の十分の一を修道院ないしは教会に贈与するという慣行は、十一世紀前半のノルマンディでは制度化されていたものであり、イングランドにあってもヘンリー一世治世期には既に一般的なものとなっていたように思われる。修道院や教会は、御料林からあがる十分の一税の贈与によっても国王の恩恵授与^{パトロニヤ}に預かっていたのである。⁴⁰⁾

三、小獸狩猟権の附与

ライト・オヴ・ウオレン

御料林地域に領地をもっていた有力諸侯は、しばしば王から小獸（ノウサギ、キツネなど）狩猟権を附与された。いわゆる *the right of warren, or free warren* である⁽⁴⁾。左記のものはヘンリー一世がサリ州のすべての判官と役人ならびに御料林官らに宛てた令状（一一二二×三五年）で、王はチャートスイの修道院長ウィリアムに対して小獸狩猟権と獵園に関する権利を授与している。

【史料13】〈*Sciatis me concessisse W. abbati de Certeseia et successoribus suis ut habeant warrenam suam et canes suos per totam terram suam in Sudreia infra forestas et extra et faciant capere wlpes et lepores et fesantos et cattos et nullus in ea fuget nisi per abbatem super x libras forisfacture et concedo quod habeant parcos suos clausos de Ebesham et de Coueham quando uoluerint et habeant omnes bestias quas in eis capere poterunt et uolo et precipio ut habeant de proprio bosco suo omnia que eis necessaria fuerint ad proprios usus sine liberatione et disturbance forestariorum meorum.*〉（試訳）汝らは次のことを承知すべし。余はチャートスイの修道院長W〔ウィリアム〕とその後継者らに対して、彼らが見ずからの小獸狩猟権を保持し、御料林の内外を問わず、サリ州在の彼らの全領地において獵犬を所有し、キツネ、ノウサギ、キジ、ヤマネロを捕獲せしめることを認めた。また、何人も修道院長を介さずに修道院長の領地で狩りをおこなってはならず、違反せる場合は一〇ポンドの罰金を取り立てるものとする。かつ余は、彼らが欲するときエプソムならびにコバムにおいて囲い込まれた獵園をもつことを認め、そこで捕獲することのできるすべての獵獸を所有することを認める。かつ、彼らの所有する森から彼らにとって必要とされるすべてのものを、彼ら自身の使用のために、余の御料林官たちからの引渡しとの妨害を受ける

ことなく保持することを余は欲し、命ずる。⁽⁴²⁾」

当令状ではさらに続けて、いかなる州長官、御料林官、ないしは役人も同修道院が所有するチャートスイ、エガム、ソープ、チョバムの四つのマナにおいては、森林・平地を問わず、「修道院長を介してでなければ (*nisi per abbatem*)」何事にも干渉してはならず、またそれらのマナは「エドワード王と余の父ならびに余の兄の時代にそうであったように (*sicut fuerunt tempore Regis Edwardi et tempore patris et fratris mei*)」王に帰属するあらゆる慣習的貢租、係争、訴訟を免除される、と記されている。

さて、右に明らかなように、小獣狩猟権を授与されたチャートスイの修道院長以外、同修道院領では何人も狩猟を禁じられ、違反せる場合は罰金刑の対象となった。また、チャートスイ修道院長はパーク(獵園)の所有も認められた。小獣狩猟権に関していえば、チャートスイ修道院はウィリアム一世の時代からそれを保持していたことが明らかである。次の史料はウィリアム一世が全イングランドの判官、州長官、御料林官、役人、そして彼の忠臣たちに対して宛てた令状であるが、チャートスイの聖ピータ修道院と修道院長ならびに修道士たちに低級の裁判権(サクリアンドソク)、科料等の取得の権利(トルリアンドチーム)、逮捕された窃盗犯に対する裁判権(インファンゲネセオフ)などをはじめ種々の特権を授与した旨、承知されたいとしたうえで、左のことを認めている。

【史料14】 < concedo etiam ut capiant de nemoribus suis ad proprios usus cum uoluerint sine disturbance forestariorum meorum et habeant canes suos ad capiendum lepores et wipres per totam forestam : prohibeo eciam ne aliquis vicecomes uel forestarius aut minister meus inquietet aut grauet abbatem et monachos predictos uel de aliquo se intrumittat infra quatuor maneria sua, scilicet Certesiam, Egeham, Torp et Cebbeham et pertinentia eorum set sit quieta ab omnibus

placitis et querelis et murdris et exactionibus et consuetudinibus que ad me pertinent et ministros meos.」(試訳「わが御
余は以下のことを認める。すなわち、彼らは彼らが望むときに、彼ら自身の使用のために、みずからの所有する森から、余の御
料林官たちの妨害をうけることなく、「樹木を」採取してもよい。また、御料林の全域において、ノウサギおよびキツネを捕獲
するために猟犬を保持してもかまわない。かくして、余のいかなる州長官、御料林官、ないしは役人も修道院長ならびに上述の
修道士たちを悩まし、煩わすことがあつてはならない。また、チャートスイ、エガム、ソープ、チョバムの4つのマナにおいて
は何事にも干渉してはならず、それらのマナ附属地は余と余の役人達に属するすべての訴訟、係争、謀殺罰金、強制賦課金、慣
習的貢租を免れるものとする。』⁽⁴³⁾)

これらチャートスイ修道院関係の文書では、ことに同修道院長と修道士たちが御料林の全域においてノウサギおよび
キツネを捕獲するため猟犬の連行を認められている点に注目しておこう。先述した『ヘンリー一世の法』第七章第二項の
規定によれば、御料林地域では犬を引き連れて歩くことも犯罪行為とみなされていたが、かかる行為はすでにウィリア
ム一世の時代に禁止事項とされていたことが示唆されているからである。

これらの特権はウィリアム二世の特許状(推定年代は一〇八七—一一〇〇年)においても追認されている。すなわち、

【史料15】〈concedo etiam ut capiant de boscis suis ad necessarios usus suos sine aliqua disturbance : et habeant
canes suos ad capiendos lepores et wlpes sicut habuerunt tempore patris mei.〉(試訳「わが余は彼らが、いかなる妨害
を受けることなく、彼らの所有する森から彼らの必要とする用途に応じて、「樹木を」採取することを認める。かつ、彼らが余
の父の治世にそうであったように、ノウサギとキツネを捕獲すべく猟犬を保持することを認める。』⁽⁴⁴⁾)

他の事例では、たとえばカンタベリの聖オガステインの修道院長ヒューが彼の領地であるチスレットとスターリイとその附属地において、ヘンリー一世から設定を認められた小獣狩猟区は、「あたかも余の直接支配下にある小獣狩猟区の如く、余の保護下におかれるべきものとする (*Et sit in defensione mea sicut meae dominicae warrenae.*)」として、王の手厚い保護下に置かれていた。⁽⁴⁶⁾ また、ヘンリー一世はヨークの大司教トマスに対して、同大司教がウィルトンにもつていた領地において小獣狩猟区を保持することを認めしたが、そのさい「余は何人といえども、そこにおいて狩りをするのを禁止し、かつ、彼〔大司教〕の許可なしで獣を捕獲するのを禁止する。違反せる場合は、一〇ポンドの罰金 (*prohibeo ne aliquis fuget in ea neque bestiam capiat nisi sua licentia, super decem libras forisfacture.*)」として、大司教に対して、小獣狩猟区における狩りの排他的な独占権を保障している。⁽⁴⁶⁾

こうした小獣狩猟権は世俗の領主にも附与された。ここでは、ウースタシャの有力諸侯ウォルタ・ドウ・ビーチャム Walter de Beauchamp⁽⁴⁷⁾ に対して附与された小獣狩猟権の事例を二つあげておこう。

【表 19 - a】 <Henricus rex Angl' Osberto et ministris [et] forestariis de foresta de Feccham salutem. Sciatis me concessisse Waltero de Bello Campo ut habeat wipies in foresta nostra et in Feccham. Teste Roberto de Essessa apud Wodestoc.>⁽⁴⁸⁾

【表 19 - b】 <Henricus rex Angl' Osberto vicecomiti et omnibus forestariis de Wirecestrasa salutem. Sciatis me dedisse Waltero de Bello Campo et hominibus suis licentiam fugandi lupos ubicumque voluerit in meis forestis de Wirecestrasa, et ut faciat antra circumquaque parcum suum ad capiendos lupos et ubicumque voluerit. Teste Willelmo de Pirou apud Rothom'.>⁽⁴⁹⁾

【表 19 - c】 <Henricus rex Angl' episcopo Wygorn', vicecomiti et omnibus baronibus Francis et Anglis de Wigcestrascire

salutem. Prohibeo ne aliquis homo capiat fesandos Walteri de Bello Campo quos posuit in manerio suo de Almega nec in comitatu Wigornie, et qui aliquem fesandum capit, xv solidos michi emendabit. Teste Willelmo de Tanc' apud Rothom'.⁽¹⁹⁾

まず【史料16-a】は、ウッドストックで出されたヘンリー一世の令状で、発給年代は1100×1116年頃。ウースタの州長官オズバート・ダビトットOsbert d'Abetot、役人たち、そしてウースタシャ所在のフェクナム御料林を管理する御料林官たちに宛てられたもので、「ウォルタ・ドウ・ビーチャムが余の御料林ならびにフェクナムにおいてキツネを所持することを」認めている。

次に【史料16-b】は、同じくヘンリー一世の令状で、発給年代は1111×1115年。発給場所はノルマンディのルーアン。ウースタの州長官オズバート・ダビトットならびにフェクナム御料林の御料林官たちに宛てられたもので、ウォルタ・ドウ・ビーチャムとその家臣たちに、「ウースタシャの余の御料林において、何処であろうと、彼が欲する場所でオオカミを狩る許可を」与え、かつ「彼が何処であろうと、彼が欲するときに、オオカミを捕獲すべく彼の猟園のいたるところに落とし穴をつくることを」認めたものである。

また【史料16-c】もルーアンで出されたもので、名宛人はウースタの司教、同州の州長官ならびにすべてのバロン。発給年代は1114×1115年。「何人もウォルタ・ドウ・ビーチャムがエルムリのマナならびにウースタシャに放つたキジを捕獲してはならぬものとする。かかるキジを捕獲せる者は、余に15ポンドの罰金を支払うべし。」として、王ヘンリーはウォルタのキジの密猟者に対して罰金刑を定めている。

ウォルタはまた、ウースタシャにある自分の領地のみならず、みずからの家臣たる騎士の領地においても小獣狩猟権をもっていた⁽¹⁹⁾。このようにウォルタ・ドウ・ビーチャムに対して幾多の小獣狩猟権が附与された背景には、彼がヘンリー一世の宮廷において厩長 (Constable) の要職にあったことに加え、ウースタシャの州長官ならびに御料林長官と

(19) 『ヘンリー一世の法』第一章と御料林

して地方行政にも貢献したという事情があったものと推察される。⁽²⁰⁾ 同様に、宮廷財務室付侍従 (Chamberlain of the Camera Curiae) として宮廷に仕えたウィリアム・モーデュイ William Maudit が御料林内における放牧権を授与されたのも、宮廷における彼の奉仕に対する報酬の含意があった。⁽²¹⁾ いずれも、国王役人として王に仕えた者に対する恩恵授与として小獣狩猟権が附与されたケースといえよう。

ヘンリー一世はノルマンディでも同様の特権を授与している。次の史料は一二二〇年頃、ルーアンの真向かいに所在するワセル Oissel の領主に授与された特許状の一節である。

【史料17】 <Sciatis me reddidisse et concessisse Rollando d'Oissel terram suam d'Oissel cum omnibus pertinentiis suis, et libertatibus quas antecessors sui de meis habuerunt, scilicet in foresta mea de Roveio leporem, et vulpem, et catum et martrem et boscum ad herbergagium suum faciendum et ad usum ospicii sui et pasnagium suum quietum per omnia foresta mea, > (試訳「汝らは以下のことを承知すべし。余はワセルのロランに対して、ワセルにある彼の土地を、そのすべての附属物ならびに彼の祖先が余の祖先から保有していた諸々の特権とともに、平穩に返還・授与した。即ち、余のルヴレの御料林に棲息するノウサギ、キツネ、ヤマネコ、テン、それに彼の避泊所の建設用材と彼の借地人の使用に供せられる木材、そして余の御料林全域における彼の豚の放牧権をである。⁽²²⁾」)

ワセルはセーヌ川の湾曲部に位置し、ルヴレ Rouvrai の御料林に覆われていた。ワセルの領主は明らかに、ノルマンディ公の御料林内にみずからの領地を抱えており、みずからの祖先たちがノルマンディ公ヘンリーの祖先たちから獲得していた森の用益権とノウサギ、キツネ、ヤマネコ、テンをルヴレの御料林で狩猟する特権を追認してもらったのである。但し、ヘンリーが大物猟獣を留保していたのは言うまでもない。⁽²³⁾

ところで、猟犬の保持とも関連するが、本稿の冒頭にあげた『ヘンリー一世の法』第七章第二項には、「犬を不具にするという卑劣な慣行 (*de misera canum expeditione*)」が含まれている。クローンによれば、これに関する最古の情報は『似非クヌート法』 (*Pseudo-Cnut*) ならびにヘンリー二世治下で発布された御料林法だけである⁽⁵⁹⁾。 *expeditio* について、たとえば *English Historical Documents* 第二巻の編者は、ヘンリー二世の御料林法 (所謂 *Assize of the Forest*) 第一四条に関連して *expeditio masivorum* を「犬の爪を切り取る」と (the clipping their claws)」と注記している⁽⁶⁰⁾。犬の足指のつけ根のふくらみを切除するという解釈もある。オルデリック・ヴィタルは、ヘンリー一世がイングランド全土における猟犬の狩猟独占権を主張した際、国王は「森の近くで飼育されていた犬の足の一部を切断せしめてまづ (*pedes etiam canum qui in vicinio silvarum morabantur ex parte pediti fecit*)」かかる主張をおこなったとして、⁽⁶¹⁾ 驚きや禁じえないでいるふうなのである。また、『ヘンリー一世の法』第七章第二項において、この慣行が *miser* (「痛みしい、悲惨な、卑劣な」) なものとされているところからみても、*expeditio* なる語には、たとえば犬の足の臄を切断するというように、かなり強い含意があったように思われる。ちなみに、オルデリック・ヴィタル『教会史』の編者 M. チブノーは *mutilate* の訳語を当てており、『ヘンリー一世の法』の編者 L. J. Downer は *hambling dogs* の訳語を与えている⁽⁶²⁾。クローンが言及している『似非クヌート法』では、どのような規定がなされているのであろうか。当『似非クヌート法』についてはリーバーマンの研究に詳しいが、それによれば同法の起草者はおそらくノルマン人で、ヘンリー二世治世期 (一一五四—一一八九年) の最後の一〇年間に作成されたものと推定されている⁽⁶³⁾。同法第三章 (*Pseudo-Cnut De foresta* [31]) には、次のような規定がみられる。

【史料 28】 <Nullus medicocris habeat nec custodiet canes, quos Angli grehounds appellant. Liberali vero, dum genuscissio eorum facta fuerit coram primario forestae, licebit; aut sine genuscissione, dum remoti sunt a limitibus forestae per decem

(21) 『ヘンリー一世の法』第一七章と御料林

militaria; quanto vero propius venerint, emendet quolibet militare uno solido. Si vero infra septa forestae reperiat, dominus canis forisfaciet et canem et decern solidos regi. >⁽²¹⁾

(22)

この史料から理解されるのは、大略、次のようなことであろう。(一) 中間自由人層 *mediocri* は、グレイハウンド犬の所有も飼育も認められない。(二) 高貴な生まれの自由人 *Liberalli* は、御料林長官の面前で犬の足を不具にせしめれば、犬の所有も飼育も許される。(三) 犬の足を不具にしくなくても、御料林の境界から一〇マイル離れていればよい。(四) しかしながら、犬がそれよりもさらに近くまで来たならば、何マイルであれ一シリングの罰金が科される。(五) 御料林の境界内で犬が発見された場合は、その飼い主が罰金を支払い、犬と一〇シリングは王のものとなる。⁽²²⁾

この文は *expeditatio* ではなく *genuscissio* なる語が使われているが、R.F. Latham はその語義を「(犬を) 不具にする」とし、*hambling* (of dogs) とし、その初出を一一八五年頃としている。⁽²³⁾ これに関連するヘンリー一世治世期の史料のひとつは、コルチェスタの聖ヨハネ修道院の諸特許状集に収められている。発給年代は一一〇二年で、国王ヘンリーがエセクスすべての判官、御料林官ならびに他の役人たちに対して宛てたものである。

【史料9】 <Sciatis me concessisse vt abbas et monachi de Colecestria cum omnibus hominibus suis sint liberi et quieti de omnibus placitis foreste. et de nexationibus et impedimentis forestariorum. si de suo bosco aliquid ceperint. vel aliquis alius aliquid pie donauerit. Et concedo ut abbas habeat canes leporarios ad capiendum leporem in warennis suis ad opus infirmorum monachorum. Et uolo et firmiter precipio quod abbas et homines sui sint liberi et quieti de expeditione canum in omnibus terris suis quas habent de honore Eudonis dapiferi mei.> (試訳「汝らは以下のことを承知すべし。余はコルチェスタの修道院長ならびに修道士たちが、彼らのすべての領民とともに、よしんば彼らの森から何かを採

取するにせよ、また他の誰かが彼らに慈悲深く何かを寄進するにせよ、あらゆる御料林の訴訟と御料林官らによる嫌がらせや妨害から自由にして平穩たるべきことを認めた。かつ、余は修道院長が彼の小獣狩猟区において、病弱な修道士たちのためにノウサギを捕獲する目的でグレイハウンド犬を保持するのを認める。さらに、修道院長とその領民が、余の配膳官であるユードの大所領から保有しているすべての封地において、犬を不具にする処置をいっさい免除されることを欲し、それを嚴命する。⁽⁶⁵⁾

右の史料の前半部分より、コルチェスタの修道院がみずからの所有せる森に関する御料林訴訟と御料林官の干渉を免れたことが理解される。また後半部分の文言からは、コルチェスタの修道院長と修道士たちが、病弱な修道士たちのいわば病人食となすべくノウサギを捕獲するためにグレイハウンド犬の飼育を許可され、さらにユードの大所領から保有している封地においては、犬を不具にする義務を免除されたことが読みとれる。

以上に見てきたように、小獣狩猟権は国王によって貴族諸侯に「授権」されたものであり、法的には王権に帰属するものであった。ということは、つまり御料林地域にあつては王の猟獣たる鹿およびイノシシはいうに及ばず、他の鳥獣も法原理的には王権に帰属していたということになる。かかる小獣狩猟権はウィリアム一世の時代から存在していた御料林特権 (Forest privileges) のひとつであり、ヘンリー一世治下にあつても修道院や有力諸侯に附与されていたことが明らかである。そして、ヘンリー一世治世期にあつては、その附与件数の多さが特徴的なのである。⁽⁶⁶⁾

四、猟獣の生息環境に係わる規制

先述したように、『ヘンリー一世の法』第七章第二項では狩猟行為とならんで、御料林内にある土地の開墾、樹木の伐採、

家畜の放し飼いも御料林訴訟にかぞえられている。そのねらいは第一義的には猟獣の生息環境の保全にあったものと思われるが、以下ではそれらのことに関連する史料を幾つかみていくことにしよう。まず左の令状（一一〇〇×一一三五年）は「狩人クロック」に交付されたものである。

【史料20】〈Henricus, rex Angliae, Croco venatori, salutem. Permite lucrari terram monachorum Abendone de Civelea et de Ualingeforda : illam scilicet quae non noccat forestae meae, et quod non sit de foresta mea.〉（試訳「イングランドの王ヘンリは狩人クロックに挨拶を送る。汝は、アピンドンの修道士たちがチーヴリィとウォリングフオードにもっている土地の開墾を認めよ。但し、その土地が御料林に損害を与えず、また御料林の一部でないことを条件とする。」）

この史料は御料林に含まれる土地の開墾が禁じられていたことを逆説的に示唆しているのみならず、猟獣の自由な通行を妨げる建造物の構築も禁じられていたことを暗示している。次にあげる史料はソールズベリ司教のロジャによって交付されたヘンリ一世の令状（一一一四×一一三五年）である。

【史料21】〈[Rogerus] episcopus Sarlisburyensis[forestaris Regis de Ebor[aci]scira salutem. Dimitte habere Thurstino archiepiscopo Eboracensi et hominibus suis omnia aisamenta sua [et] necessaria sua in nemoribus archiepiscopatus que rex posuit in forestam suam.〉（試訳「ソールズベリの司教ロジャはヨークシャの王の御料林官たちに挨拶を送る。ヨークの大司教サースタンと彼の領民たちに、王が御料林に指定した大司教の森〔木立ち〕において彼らのすべての便益物と必要物をもつことを許可すべし。」）

これはヘンリー一世がヨークシャにおいて御料林地域を拡大したことを示す一史料としても興味深いが、王があえてヨークの大司教とその領民に森の用益権を認めるよう御料林官たちに命じているのは、その森が御料林に指定されたがゆえである。なお、史料にみられる「彼らのすべての便益物と必要物を (*omnia aisiamenta sua [et] necessaria sua*)」という文言はきわめてあいまいであるが、木の実や蜂蜜などの森の恵みや薪木、家屋修築用の木材といった生活必需品ともいえる木材の採取権(いわゆる*estover*)を大司教の森から採取することを認めたものと解される。ヨークの大司教はヘンリー一世治世期にノッティンガムシャにも領地をもっていたが、そのうち御料林地域に指定されていなかった土地では、「大司教ならびにその領民は自由に開墾をおこなっていた (*archiepiscopus et homines sui libere et exartabant*)」⁽²⁵⁾。

御料林地域における無許可の開墾に関連して、筆者は前稿においてエセクスEssexの事例を若干あげておいたが、そうした違法な開墾行為にともなう罰金収入も御料林地域拡大の一因になっていたことは想像に難くない。周知のように、一一二九年から一一三〇年にかけての会計年度期に王国各地に国王直属の判事が派遣され巡回裁判が実施された。このときラルフ・バセット Ralph Basset (サリ)、ジェフリ・ドゥ・クリントン Geoffrey de Clinton (ハンティンドンシャ)、ウィリアム・ド・ボニィ William d'Aubigny (エセクス)、マイルス・オヴ・グロースタ Miles of Gloucester (スタフォードシャ)、ロバート・アラundenel Robert Arundel (ドーシットおよびデヴォン)の五人の巡回判事は括弧内にあげた諸州でそれぞれ御料林訴訟を審理していたが、ひとりウォルクリン・ヴィデループ Walkelin Visdeloup だけは、サリとバークシャにおいて開墾にかんする訴訟を扱っていた。それゆえ、ことによるとウォルクリンは開墾の御料林訴訟を専門に審理していたのかもしれない。なお、違法な開墾はいわゆる巡察 (*regard*) によって摘発されたが、その史料の初出は一一四三年、ステイヴン治下においてである。但し、ヘンリー一世治世期に交付された一通の令状(一一〇七年頃)において、国王ヘンリーはチュクスベリの修道士たちに開墾のための土地をふたつ贈与し、それらの土地につ

いては「いつ何時であれ、余のいかなる告訴人によつても告訴されるべからざるものとすべし (et non implacentur ab aliquibus meis placiatoribus in aliquo tempore)」と命じている。クローンは「この placiator たちは、いかに巡察吏 (regarders) だったかもしれない」と推測している。

次に、樹木の採取や家畜の放牧などが広範囲にわたって認められていた事例をあげておこう。

【史料22】〈Henricus rex Anglorum iusticiis, vicecomiti et omnibus forestariis suis de Eboraciscira salutem. Do et concedo fratribus hospitalis Sancti Petri pro Dei amore et pro animabus omnium antecessorum meorum materiam ad domos suas et edificia sua preparanda et ligna ad ignem suum et herbam et pasturam pecoribus suis per totam forestam meam de Eboraciscira et quicquid eis necesse fuerit ad aisamenta sua de foresta mea sine vasto.〉(試訳「イングランド人の王ヘンリはヨークシャの判官たち、州長官、そして彼のすべての御料林官たちに挨拶を送る。余は聖ピータ施療院の兄弟たちに、神への愛と余のすべての祖先たちの靈魂のために、彼らの家屋と建造物のための木材、燃料用の薪木、彼らの家畜のための採草地と放牧地をヨークシャの御料林の全域において、また何であれ、彼らにとつて必要とされ、彼らの便益に資するものを御料林から贈与し、かつ譲与する。但し、荒廃を招来してはならない。」)

これはヘンリー一世が交付した令状で(1119×1133年)、みられるように聖ピータ施療院に建築資材、薪木の採取、さらにはヨークシャの御料林地域における採草権や家畜の放牧権、必要な便益物の取得を認めている。但し、引用した文章の末尾にみられるように、王は御料林地域の「荒廃を招来せずに (sine vasto)」と釘を刺している。ちなみに、*vastus/vastum* は後世の史料では頻出するもので、御料林犯罪のひとつとみなされた。

このように、御料林地域では少なくとも法的には、王の認可がなければ自己の所有する森の用益権にも預かることが

できなかったという事実は銘記されるべきであろう。かかる森の利益権を、金銭の支払いと物納で獲得していたケースもあった。たとえば、ヘンリー一世はオクスフォード城内の聖ジョージ聖堂参事会員たちに左記のような条件で、家畜の放牧を認めている。

【史料23】〈Precipio quod canonici mei de sancto Georgio teneant terram & boscum suum & palmagium de Henricot & habeant herbagium & omnes consuetudines suas de bosco meo, sicuti habere solebant, per duos solidos & duas summas aene per annum. 〉(試訳「余は聖ジョージの聖堂参事会員たちがアーンコットにおいて彼らの土地、森林ならびに豚の放牧権を保有し、さらに余の森林における家畜の放牧権と彼らのすべての慣習的諸権利を、従来の慣わし通りに、年間二シリングとオート麦二荷分を納付し、保有することを命ずる。⁽²⁷⁾」

ちなみに聖ジョージの聖堂は一〇七四年オクスフォード城内に築かれ、一一四九年に近在のオウズニ修道院に吸収される。ヘンリー一世治世期の一一三〇年頃にはオクスフォードシャ、バッキンガムシャ、バークシャなどに土地を所有していたが、アーンコットには二ハイドの土地をもっていた。⁽²⁸⁾

御料林における木材採取権ないしは家畜の放牧権の授与は、イングランドのみならずノルマンディでもみられた。たとえばヘンリー一世はベックBeckの修道院に対して、同修道院の修道士たちがアリエルモンAliermontの御料林において、燃料用の薪木を採取し、豚その他の家畜を放牧するための木立ち (*menus, brove*) を贈与している。⁽²⁹⁾ アリエルモンの森はヘンリー一世がノルマンディにもっていた御料林のひとつであったが、この森に関連してハスキンズが著書のなかであげている特許状(一一〇七×一一三五年)を次にあげておこう。これはルーアンで発給されたもので、ルーアンの大司教、ノルマンディのすべての伯、バロン、判官に宛てられたものである。

【史料24】〈Sciatis me dedisse ecclesie Beate Marie Rothomagensi in elemosinam quod decanus eiusdem ecclesie et canonicus qui habet prebendam de Angerville habeant in foresta nostra Dalhernont omnes consuetudines suas liberas et quietas de vivo iacente et mortuo stante et ligna ad herbergagia sibi et hominibus eorum et pasnagium et herbagium et omnea redditus foreste et quicquid ad me pertinet in placitis et catallis forefactis in misericordis de omnibus de Sancto Vedasto et de Angervilla.〉(試訳「汝らは余がルーアンの聖マリア修道院に対して以下のものを施物として寄進したことを承知すべし。アングルヴィルの聖職禄を保有している同修道院の聖堂参事会会長と参事会員は、余のアリエルモンの御料林において、倒れている生木と立ち枯れの木に関するすべての慣習的諸権利を自由かつ平穩に、また彼ら自身とその領民のための住居用建材、豚の放牧権、採草権、御料林のすべての地代収入を、さらにはサン・ヴァストおよびアングルヴィルのすべての者に係わる訴訟、動産、憐憫罰金のうち余に帰属するものは何であれ、保持すべきものとする。」)

右にみられるように、おそらく成木の伐採には規制が加えられていたものと思われるが、ルーアンの聖マリア修道院は家屋建築用資材やアリエルモンの御料林からあがる地代収入、豚の放牧権、採草権など広範囲に及ぶ特権を「施物として (*in elemosinam*)」寄進されていた。また、セーナ川の下流域に所在するサン・ヴァスト・デキクヴィルSaint-Vast-d'EquiquevilleおよびアングルヴィルAngrevilleの住民にかかわる裁判収入や罰金収入のうち、王の取り分も譲与された⁽⁸¹⁾。

次の令状もハスキンスが著書のなかで御料林関連の史料としてあげているもので、コタンタンの判官たちとウィリアム・ドゥ・ブリWilliam de Brixならびに御料林官たちに対して交付(一一二二×三五年)されたものである。

【史料25】〈Mando vobis atque precipio quod permittatis habere monachos de Montisburgo tot arbores in Bruis ad focum suum quot ebdomade habentur in anno et materiem ad sua edificia et pasnagium suum quietum et omnes consuetudines suas liberas et quietas, et de tot arboribus sint quieti forestarii in placitis meis de quot garantizaverint eos monachi per suas tallias.〉(試訳「余は、汝らに以下のことを命じ、申し渡す。汝らは、モントブールの修道士がブリにおいて、一年を通じて毎週入手し得る薪木と彼らの建築用材を保持し、かつ豚の放牧権を平穩に、彼らの慣習的諸権利を自由かつ平穩に保持することを認めるべし。かつ、御料林官たちは、余の訴訟〔裁判〕において修道士たちが彼らの割り符によつて御料林官たちに〔採取の正当性を〕立証し得る樹木については、それを免除することを認めるべし。〕」)

右の史料から、ノルマンディ公ヘンリがモントブールの修道士たちにブリ(マンシュ県)の御料林から毎週燃料用の薪木と建築用材を取得することを認め、豚の放牧料についてはそれを免除したことが推測される。さらに、御料林裁判において同修道士たちは割り符によつてその数が保障された樹木については、その取得を認められていたことが理解される。これについてドリールが引用しているモントブール修道院のカルチュレルによれば、同修道院の修道士たちに贈与された薪木・建材は、「御料林官たちの手を介して受領すべき」と(*per manum forestariorum recipient*)とされていた⁽²⁹⁾。また、ハスキンズによれば、当令状は御料林官たちが国王判事の面前において定期的に会計報告を行なつていたことを示している⁽³⁰⁾。

御料林官が樹木の引渡しに立ち会うことは当時にあつては一般的だつたようで、先に小獸狩猟権のところでもとり上げたチャートスイ修道院関連の【史料13】の末尾には次のような一節がみられる。すなわち「かつ、彼らの所有する森から彼らにとって必要とされるすべてのものを、彼ら自身の使用のために、余の御料林官たちからの引渡しと妨害を受けることなく保持することを余は欲し、命ずる (*et volo et precipio ut habeant de proprio bosco suo omnia que eis*

necessaria fuerint ad proprios usus sine liberatione et disturbance forestariorum meorum.」と。この文言から通常、御料林地域では森の所有者が必要な樹木を採取するにあたっては、御料林官が立ち会い、御料林官からの「引渡し」によって樹木の授受がおこなわれていたことが推察される。

実際に御料林の管理に携わっていた人物の幾人かは、ヘンリー一世治世第三一年度のパイプ・ロウルより確認することができる。たとえば、ウインザー城の城代だったウィリアム・フォッツウォルタWilliam FitzWalterはバークシャの御料林を、ウィリアム・フィッツノーマンの息子ヒューHugh, son of William FitzNormanはデイン御料林とヘリフォードの森をそれぞれ管理していた。ニュー・フォレストとクラレンドンの御料林はウィリアムの息子ウォランWaleran son of Williamの管理下にあつたし、ハスカルフHuscalfはラトランドの御料林官職を得るため、財務府においてセマルクの会計報告をおこなっている⁽⁸⁵⁾。また、ウインザーの御料林で捕獲された猟獣の十分の一をアビンドン修道院に贈与するよう命じているヘンリー一世の令状には、狩人 (*venatores*)、従僕 (*servientes*)、下役 (*ministri*) と称される御料林官吏が名宛人としてあげられている⁽⁸⁶⁾。さらに *minuti forestarii* と呼ばれる役人もいたが、彼らは下級の御料林官か、もしくは御料林裁判において裁判に加わった判事だったかもしれない⁽⁸⁷⁾。

御料林官の職権濫用はおそらくいつの時代にも存在したであろうが、他方でかれらの職務怠慢も厳しく罰せられた。御料林官ウォルタ⁽⁸⁸⁾は御料林の適切な管理を怠つたためにニマルクの会計報告をおこなっているが、こうしたパイプ・ロウルの記載は御料林官に対する処罰の一端を示すものである⁽⁸⁸⁾。

さて、本章でみてきた諸史料より、御料林地域にあつてはみずからの所有する土地の開墾や樹木の伐採、あるいは豚をはじめとする家畜の放牧も王の許認可を得てはじめて合法的なものとなされたことが明らかである。御料林に係わるそのような許認可、換言すれば御料林特権の附与は御料林法の施行と表裏の関係にあり、これまでみてきたところより『ヘンリー一世の法』第十七章は、一二世紀初期の段階における御料林法の凝縮版といってもよからう。

また、狩人をはじめとする狩猟関係の官吏の存在もいわゆる「王の家政⁸⁰」との関連で興味を惹くが、彼らが巡幸する国王宮廷の構成メンバーの末端に組み込まれていたのか、それとも在地の御料林官であったのかはじゅうぶんな見きわめが必要であろう。本稿でとりあげたデインやウインザー、あるいはノルマンディのフェカンの史料をふりかえってみると、どうやらそれらの御料林には在地の狩人がいたように思われるが、推測の域をでない。

むすびにかえて

以上、『ヘンリー一世の法』第七章にみられる御料林規定を手がかりに関係史料をいくつかみてきたが、同章に列举されている御料林訴訟の項目をふりかえってみると、その主要な事項（いわゆるvenison and vert）はヘンリー一世の発給した特許状や令状、あるいは一二三〇年のパイプ・ロウルによって裏づけられる。したがって、『ヘンリー一世の法』第七章は一二世紀初期の御料林制度をかなりの程度まで反映しているとみてよい。⁸⁰

イングランド、ノルマンディの両地域において、修道院の多くが薪木採取権、伐木権、養豚権、放牧権、森林の自主管理権を授与され、また御料林官の干渉をまぬかれていた。加えて、猟獣の十分の一ないしは御料林の十分の一税も贈与されていた。また、小獣狩猟権はウィリアム一世の時代より大修道院に附与されていることが明らかであるが、ヘンリー一世の時代になると世俗の有力諸侯にも授与され、その件数も増加する。それは当該狩猟権が恩恵授与のひとつとして、国王ヘンリーによって活用されたためであると推察される。

他方、御料林官吏に目を転ずると、ヘンリー一世治世期にあつてはフォレスト（forester）や狩人（huntsman）などの存在は明らかであるが、ヴァーダラ（verderer）、アヂスタ（agister）あるいはリガーダ（regarder）といったような

御料林官吏の存在は確認することができない。また、ヘンリー一世治下における御料林巡回裁判の実施は同王治世第三一年度のパイプ・ロウルによつて裏づけられるが、当時すでに独立した御料林裁判所が存在していたのか否か、もし存在していたとしたら、その実態はどのようなものであったのか。あるいは、州裁判所は一般の犯罪同様、御料林犯罪をも取り扱っていたのかどうか、といったような諸点については明確なことはわかっていない。さらに死亡した鹿が発見された際に近隣四ヶ村の事実審問によつて実施される特別審問やジン・ビレルのいうところの保証人制度も――これらは一三世紀には一般的な慣行となつていた――ヘンリー一世治下にあつてははまだ確立されておらず、それに伴う罰金の徴収もおこなわれていなかった。

以上のことを勘案すると、ヘンリー一世治世期にはかなり組織化された御料林制度が確立していたというクローンやチャールズ・ヤングの見方には一定の留保が必要であると考えられるが、それでもウィリアム一世ならびに二世の時代に比べれば、ヘンリー一世治下では一定の制度的な進展（御料林地域の拡大、御料林の財源化、御料林特権の附与、巡回裁判の実施）がみられたといつてよいであろう。とりわけ鹿の密猟や違法な開墾に伴う御料林裁判収入はヘンリー一世の財務府にとつてもみのがせない収入源になつていたにちがひなく、一一二九年から翌三〇年にかけて実施された御料林巡回裁判はヘンリー一世によつて加えられた財政的な圧力のあらわれであつたという見方もできる。

ひるがえつて、鹿を殺害したのも殺人犯もほとんど区別しなかつたと評されたヘンリー一世によつて、御料林はどのような意味をもつていたのであるか。上述のように、御料林の財政的価値に対する認識が高まつていたとすれば、おしなべて過酷であつたといわれるヘンリー一世の御料林行政の背後には、王室収入の増大をもくろむ王の意図がひそんでいた可能性は大きい。他方で、イングランドにおいては排他的な狩猟独占権を主張し、犯罪者に対する処罰も厳しかつたといわれるヘンリー一世の御料林行政は、同王の中央集権的な統治を反映しているといえるかもしれない。もつとも、王国統治の観点から御料林を位置づけるとなると、本稿では触れなかつたが、チェスタ伯やダラム司教といったごく限

られた有力諸侯のみが保持していた所謂 private forests の問題も含め、より一層立ち入った検討が必要であり、現在の筆者にはそれにこたえるだけのじゅうぶんな準備がないことを認めざるを得ない。今後の課題としたい。

さらに、ヘンリ二世治下で発布された一一八四年の御料林法と『ヘンリ一世の法』第一七章を比較すると、ヘンリ二世によって新たに追加された条項はほとんどないといっても過言ではないが、御料林制度はアンジュー朝の下でどのような発展をとげていくのであろうか。これは、それ自体ひとつのテーマを形成するに足る大きな問題であり、別稿に譲りたい。

この小稿では、『ヘンリ一世の法』のひとつの章に的を絞り、それを問題視角に据えてヘンリ一世治世期の御料林制度の一端をさぐってみたにすぎない。「覚書」とする次第である。

【略語表】

- CA, Rolls 1-10 : *The Cartae Antiquae Rolls 1-10*, edited by Lionel Landon. Pipe Roll Society, vol. LV, London, 1939.
CA, Rolls 11-20 : *The Cartae Antiquae Rolls 11-20*, edited by J. Conway Davies. Pipe Roll Society, vol. LXXI, London, 1960.
EYC : *Early Yorkshire Charters*, ed., by William Farrer, Edinburgh, 1914, 13 vols.
MA : *Monasticum Anglicanum*, originally published by Sir William Dugdale, A new edition, by J. Caley, H. Ellis and Rev. B. Bandinel, 6 vols, London, 1817-30.
Pipe Roll 31 Henry I : *Magnum Rotulum Scaccarii, vel Magnum Rotulum Pipae de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi*, edited by Joseph Hunter, Public Record Commission, London, 1833.
RRAN : *Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066-1154*, 4 vols. Davis, H. W. C., et al., eds., Oxford, 1913-69.

註

- (1) Felix Liebermann, *Über Pseudo-Cnut's Constitutiones de Foresta*, Halle, 1894, ss.14-18; C.Petit-Dutaillis, "Les Origines Franco-Normandes de la 'Forêt Anglaise'", in *Mélanges d'Histoire offerts à M. Charles Bémont par ses Amis et ses Élèves*, Paris, 1913, pp.59-76; *idem*, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, II, Manchester, 1915, pp.166-7; J.C.Cox, *The Royal Forests of England*, London, 1905, p.5.
- (2) ぐんご一世紀世期に関する御料林のごころば 基本的史料に関する情報をおとす Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, pp.172-5; H.A.Cronne, "The Royal Forest in the Reign of Henry I" in H. A. Cronne et al., *Essays in British and Irish History in Honour of James Eadie Todd*, London, 1949, pp.1-23; C.R.Young, *The Royal Forests of Medieval England*, University of Pennsylvania Press, 1979, pp.11-17; J.A.Green, *The Government of England under Henry I*, Cambridge University Press, 1986 (ズレ) J.A.Green, *The Government of England*, pp.124-130を参照した。
- (3) *Ibid.*, p.126.なお『ぐんご一世の法』第一〇章にみられる「国王の訴訟」については、F.W.マイトランド著、小山貞夫訳『イングランド憲法史』、創文社、一九八一年、一四四〜五頁、直江真一「十二世紀イングランドの権力機構と刑事法序説(一)」『法学』四五の四、一九八一年、五八〜六〇頁参照。
- (4) *Leges Henrici Primi*, ed., with translation and commentary by L.J.Downer, Oxford, 1972, p.120 [17, 2]
- (5) F.Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, 3 vols, Halle, 1903-16, I, s. 559. n. 88.
- (6) H.G.Richardson and G.O.Sayles, *Law and Legislation from Aethelbert to Magna Carta*, Edinburgh, 1966, p.44.
- (7) C.R.Young, *op. cit.*, p.12.
- (8) 拙稿「十二世紀イングランドにおける御料林行政—予備的考察—」『東北公益文科大学総合研究論集』第八号、二〇〇四年、三三〜三七三頁。
- (9) こうした捉え方は、ジュデイス・グリーンに依る (J.A.Green, *The Government*, p.127)。

fo.179a; *VCH, Herefordshire*, I, p.298; F.and C.Thorn ed., *DB, Shropshire*, 25, Chichester, 1986, fo.252a; *VCH, Shropshire*, I, p.295; 543' リンカンヤのヤーンの勢子奉仕と関する記載は' P.Morgan ed., *DB*, 26, *Cheshire*, 269d の収録をよむ。 *VCH, Lancashire*, I, pp.275-6参照; H.R.Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest*, London, 1962, p.360.

(9) *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, VI, ed. and tr. by M.Chibnall, Oxford, 1978, p.100.

(10) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.2, 3, 17, 26, 48, 77, 82, 101, 106, 127; C.R.Young, *op.cit.*, pp. 14-15.

(11) 吉武豊司「十一世紀前期イングランドにおける財務府の形成とその意味」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会' 二〇〇三年' 一三六-一七頁' 表一を参照; J.A.Green, *The Government*, pp.223-225,80 ; J.A.Green, "Praeclarum et Magnificum Antiquitatis Monumentum: the Earliest Surviving Pipe Roll ", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. 55, 1982, pp.7-8, 15-17 Table 1 ~ Table 4. なお' ネリヤム・ラムカムとよめ' 一一五〇年のもじり御料林の最大の価値をいふならぬが財政的收入に存するよびになつた (O. Rackham, *Trees and Woodland in the British Landscape*, London, 1976, p.168)°

(12) *Historia et cartularium monasterii Sancti Petri Gloucestriae*, ed., W.H.Hart, 1863, II, no.DCCXX.; *RRAN*, II, no.629; *Calendar of the Patent Rolls, Richard II*, 1377-81, p.68.

(13) W.H.Hart, *op.cit.*, I, no.CXCVI (*Ibid.*, II, no.DCCXXIIと併録)

(14) H.G.Nicholls, *Nicholls's Forest of Dean*, new edition with introduction by Dr Cyril Hart, Dawlish, 1966, p.10.

(15) W.H.Hart, *op.cit.*, I, no.CXCVII (*Ibid.*, II, no.DCCXXIIと併録)

(16) *EYC*, I, no.353 ; *RRAN*, II, no.935.

(17) *RRAN*, II, Appendix CCXLIX, [Calendar no.1689]; *Calendar of documents preserved in France*, ed., by H.Round, I, Kraus Reprint, 1967, no.122.

(18) J.A.Green, "Unity and disunity in the Anglo-Norman State", *Historical Research*, vol.LXIII, No.148 (1989) ,pp.123-8; 有光秀行「「マンベロ・ノルマン王国論」のゆえに」イギリス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』山川出版社' 一九九四年所収' 一〇五頁; ノヤカンの森とフランスのSuzanne Deck"Essai sur l'ancienne forêt ducale de Fécamp", *Annales de Normandie*, XX, 1970, pp.67-82.

(19) <Sciatis quod in curia mea consideratum est quod abbas ds Fiscanno habeat decimam de terra foreste Fiscanni,

sicut prius habuit de pasnagio et feris. > in *Recueil des Actes de Henri II, roi d'Angleterre et duc de Normandie, concernant les provinces françaises et les affaires de France*, par L. Delisle et E. Berger, tome. I, 1909, p. 81, no. LXXV (1154).

- (37) *MA*, VI, p. 1073.
- (38) L. Delisle, "Des revenus publics en Normandie au douzième siècle", *Bibliothèque de l'École des Chartes*, vol. xi, 1849, p. 444; C. Petit-Dutaillis, "Les Origines Franco-Normandes de la Forêt Anglaise", p. 69.
- (39) L. Delisle, *op. cit.*, p. 444.n.2.
- (40) H. A. Cronne, *op. cit.*, p. 14; C. R. Young, *op. cit.*, pp. 15-16, などの他の事例をあげれば、ロンドン・セント・ポール大聖堂はヘレンスの御料林から獐獣の十分の一の贈与を (*RRAN*, II, no. 1047) またノーブルズベリーのセント・メアリア教会はニュー・フォレストをはじめ各地の御料林から十分の一税の贈与を乞うた (*RRAN*, II, no. 1162)。
- (41) G. J. Turner ed., *Select Pleas of the Forest*, London, 1901, intro., p. cxxiii; L. Cantor, "Forests, Chases, Parks and Warrens" in *The English Medieval Landscape*, ed. L. Cantor, Philadelphia, 1982, pp. 82-83. なお warren が「養兎場」の意味で用いられるようになったのは飼兎 (rabbit) がイングリランドに移入されてからのことと、実際には一二世紀末期以降のこととなる。ちなみに野兎 (hare) は在来種だが、飼兎 (穴兎) は外来種である。この点については、拙稿「中世イングリランドにおける飼兎」『学習院女子短期大学紀要』第三七号 (終刊号) 一九九八年、六四〜七九頁参照。
- (42) *CA, Rolls 1-10*, no. 113; *MA*, I, p. 431, no. xii; *RRAN*, II, no. 1818.
- (43) *CA, Rolls 1-10*, no. 109; *RRAN*, I, no. 51. 同様ヒヤリハム一世はセントル修道院に対しても小獣狩猟権 (区) を附与して予す (*MA*, III, p. 245)。
- (44) *CA, Rolls 1-10*, no. 111; *RRAN*, I, no. 439.
- (45) *Historia Monasterii S. Augustini Cantuariensis*, ed. C. Hardwick, London, 1858; *RRAN*, II, no. 872.
- (46) *BYC*, no. 93; *RRAN*, II, no. 923.
- (47) ヲホナム・ユーキヤトビノコトビダ' E. Mason ed., *The Beauchamp Cartulary, charters 1100-1268*, London, 1980, pp. xvij, ff.
- (48) *Ibid.*, p. 1; *RRAN*, II, no. 1035.
- (49) E. Mason, *op. cit.*, p. 1; *RRAN*, II, no. 1025.
- (50) E. Mason, *op. cit.*, p. 1; *RRAN*, II, no. 1024.

- (15) *RRAN*, II, no.1808.
- (16) C.Warren Hollister, *Henry I*, Yale University Press, 2001, p.362 ; C.A.Newman, *op.cit.*, p.171 ; J.A. Green, *The Government*, p.184
- (17) C.Warren Hollister, *op.cit.*, p.362 ; *RRAN*, II, no.1847 ; J.A.Green, *The Government*, pp. 184-5, 261-2.
- (18) *Cartulaire Normand de Philippe-Auguste, Louis VIII, Saint-Louis et Philippe-le-Hardi*, publié par L.Delisle, 1882, Genève, Mégariotis Reprint, 1978, no.2 ; *RRAN*, II, no. 1807.
- (19) C.Petit-Dutaillis, "Les Origines Franco-Normandes de la 'Forêt' Anglaise" pp.68-69.
- (20) H.A.Cronne, *op.cit.*, p.9.
- (21) *EHD*, II p.453, n.6.
- (22) C.Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, p.176 ; C.R.Young, *op.cit.*, p.12.
- (23) *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, vol.VI, ed. and tr., by M.Chibnall, Oxford, 1978, p.100.
- (24) *Ibid.*, p.101 ; L.J.Downer, *op.cit.*, p.121 ; H.W.C.Davis *Expeditio canum* 註本ハハノ註解ヲ考ルニヨリ (Books of Reviews : *Histoire Constitutionnelle de l'Angleterre*, par William Stubbs. Edition française avec Introduction, Notes et Étude historiques inédites par Ch. Petit-Dutaillis. Traduction par G.Lefebvre. Tome ii, Paris, 1913, in *The English Historical Review*, vol.28, 1913, p.772.)
- (25) F.Liebermann, *Über Pseudo-Cnut's Constitutiones de Foresta*, Halle, 1894, ss.30-33.
- (26) *Ibid.*, ss.54-55.
- (27) *mediocri, liberali* 註本ニ於テ *Ibid.*, ss.28, 39.
- (28) S.v. *genuscissio* in *Revised Medieval Latin Word-List*, prepared by R.E.Latham, Oxford University Press, 1965.
- (29) *Cartularium Monasterii Sancti Johannis Baptiste in Colecestria*, ed., S.A.Moore, Roxburgh Club, I, London, pp.20-21 ; *RRAN*, II, no.577.
- (30) "warren" 註本ニ於テ本誌ニ於テ見られた事例ヲ加ズルニ付テモ參照； *RRAN*, II, nos.629, 727, 1067, 1148, 1339, 1354, 1405, 1408, 1513, 1616, 1743, 1788, 1845, 1860d, 1867, 1899, 1929, 1955.
- (31) 狩人クロックはハンズピッチャのニコー・フォレスト (*RRAN*, II, no.687) 及びピーターマンヤ (*RRAN*, II, nos.615, 616, 696) で御料林関係の職についていた人物である。ウーリアム一世及び二世治世期には、宮廷の要人のひとりでもあったら

- 25° の土地に属すべし' *VCH, Wiltshire*, IV, p.425.
- (89) *Chronicon Monasterii de Abingdon*, ed., by J.Stevenson, London, 1858.II, p.83; *RRAN*, II, no.616.
- (90) *EYC*, I, no.19.
- (70) R.C.Van Caenegem ed., *English Lawsuits from William I to Richard I*, II, London, Selden Society, 1991, no.439.
- (71) 福嶋龍雄「十一世紀後半のハンズフォードの御料林に就く」四〇〜四一頁; J.H.Round, "The Forest of Essex", *Journal of the British Archaeological Association*, NS, iii, 1897, pp.36-42; *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.57-58.
- (72) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.49, 47, 56, 73, 13, 155, 50, 124.
- (73) *RRAN*, III, no.655.「リドゼ」ローマ人の修道院が開墾地を「永久寄進地として…世俗の強制賦課金と御料林の巡察をうけるべきなり (in perpetuam elemosinam...absolute ab omni seculari exactione et ab omni rewaro foreste)」所収すべし
- (74) The passage from P.R.O.*Cartae antiquae*, I, 32, cited by H.A.Cronne, *op.cit.*, p.21; *RRAN*, II, no.853.
- (75) H.A.Cronne, *op.cit.*, p.21.
- (76) *EYC*, I, no.167.
- (77) *Cartulary of Oseney Abbey*, ed., H.E.Salter, IV, Oxford, 1929, no.960A.
- (78) *VCH, Oxfordshire*, II, p.160.
- (79) *Calendar of documents preserved in France*, ed., by H.Round, I, Kraus Reprint, 1967, no.393; *RRAN*, II, no.794.
- (80) C.H.Haskins, *Norman Institutions*, Cambridge Harverd University Press, 1918, p.305.no.17.
- (81) *Ibid.*, p.305.
- (82) *Ibid.*, p.102, no.11; *RRAN*, II, no.1951. 国禁の全条 (1107年) 抄*RRAN*, II, no.825; *Cartulaire Normand de Philippe-Auguste, Louis VIII, Saint-Louis et Philippe-le-Hardi*, no.737より抄すべしとすべし
- (83) L.Delisle, "Des revenus publics en Normandie au douzieme douzieme siècle", *Bibliothèque de l'École des Chartes*, vol.xi, 1849, p.444.n.3.
- (84) C.H.Haskins, *op.cit.*, p.103'
- (85) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.127-8, 77, 17, 87; J.A.Green, *The Government*, p.286, Table V.
- (86) *Chronicon Monasterii de Abingdon*, ed., J.Stevenson, London, 1858.II, p.94; *RRAN*, II, no.696.

- (77) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.39 ; J.A.Green, *The Government*, p.126.
- (78) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.137.
- (79) 王の家政の成員については、都築 彰「Constitutio Domus Regis とその作成の背景」『史学雑誌』第九三編第六号（一九八四年）、五七～七十七頁参照。
- (80) 必ずしも『ヘンリー一世の法』第十七章第二項に列挙されている項目のすべてについて史料的に裏づけられたわけではないが、そこに挙げられているのはヘンリー一世治世期の御料林（巡回）裁判において訴訟の対象となった項目であるとみてほぼ間違ふところもない（C.Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, p.173 ; C.R.Young, *op.cit.*, p.12参照）。但し、それらの項目は治つてやのくらの期間、それまで御料林法が施行されてきたのかを述べるのはむしろヘンリー一世の時代をなつてもふたに附加されたものを明確に区別立てするのは困難だとらうことである。しかし本稿で見たように、御料林訴訟の項目のうちいくつかは史料的に「ノルマン征服」の前後にみられるかのほり得るということが明らかである。
- (81) J.A.Green, *The Government*, pp.126-128.
- (82) G.J.Turner ed., *op.cit.*, intor., pp.xxxvii-xlii ; Jean Birrell, "Forest Law and the Peasantry in the Later Thirteenth Century" in *Thirteenth Century England II*, ed. P. R. Coss and S. D. Lloyd, Bury St Edmunds, 1988, pp.149-163; 拙稿「中世イングランドにおける御料林制度—国制史的観点より見たその特質に関する一考察—」『駿台史学』第八八号、一九九三年、九一～九三頁。なお、一三七一～四世紀の御料林については、そのほかJ.F.Willard and W.A.Morris, ed., *The English Government at Work, 1327-1336*, Cambridge, Massachusetts, 1940, chapter, IX The Forests. by N.Neilson.
- (83) H.A.Cronne, *op.cit.*, p.18 ; C.R.Young, *op.cit.*, p.17.
- (84) 史料的に正確な年代は不明だが、十三世紀初期の御料林については、そのほかC.Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, pp.171-2 ; C.R.Young, *op.cit.*, pp.10-11 ; J.A.Green, *The Government*, pp.129-130.
- (85) Emma Mason, "Administration and Government" in *A Companion to the Anglo-Norman World*, ed. by Christopher Harper-Bill and Elisabeth van Houts, The Boydell Press, Woodbridge, 2003, p.148 ; J.A.Green, "Praeclarum et Magnificum Antiquitatis Monumentum: the Earliest Surviving Pipe Roll ", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol.55, 1982, p17.

- (9) William of Newburgh, *Historia Rerum Anglicarum*, in *Chronicle of Stephen, Henry II and Richard I*, ed., R.Howlett, Rolls Series, vol.I, 1884, p.30.
- (5) H.A.Cronne, *op.cit.*, p.3; J.A.Green, *The Government*, p.128.「の法は開闢して」ハノリー世が築いた国後には国各郡や
 へりつていれた御獄の殺戮を想起せられたる (*Gesta Stephani*, ed.and trans., by K.R.Potter, Oxford, 1976, pp.2-5)。
 我々「シムキニス・グリーン」は最新刊の著書は「ジョージ・クレンシー世治下の御料林がイングランド」ノルマンディーの国地域は我
 りては範圍に及んでいたのみならず、そいつで施行された御料林法は嚴格なものであったと説くところ (J.A.Green, *Henry
 I*, Cambridge University Press, 2006, p.308)。
- (8) W.Stubbs, ed., *Select Charters*, 9th ed., Oxford, 1913, pp.185-188 ; *EHD*, II, pp.451-453.
- (6) C.Pett-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, pp.174-7 ; H.A.Cronne, *op.cit.*, p.2 ;
 C.R.Young, *op.cit.*, p.12.

The *Leges Henrici Primi* (c.17) and the Royal Forest Under Henry I

Shigeki TOYAMA

Summary

The only contemporary statement of the law administered by forest officials under the reign of Henry I is said to be contained in the seventeenth chapter of the *Leges Henrici Primi*. In this paper, the author explores the extent to which the *Leges* reflects the forest system under Henry I, giving some examples from contemporary sources, and attempts to shed some light on the forest administration in the early twelfth century.

There were no grants of the right to hunt beasts of the forest, and the privileges which were granted by the Crown were those of hunting hares and foxes, rights over the beneficiaries' own woods, grants of tithes of royal hunting, prohibitions of foresters to intervene in certain cases, and licences to assart. Many monasteries possessed specific

(4) 「ハノリー世の法」第一章と御料林

privileges conferred upon them by charters. These rights allowed them to fell timber for building purposes, to collect dead wood and undergrowth for fuel, and graze their cattle and to turn their pigs into the forest to forage. Occasionally they benefited from a tithe of meat and hides.

Charters and writs of the time of Henry I and the 1130 pipe roll confirm the impression made by the seventeenth chapter of the *Leges Henrici Primi* and indicate its credibility. There is little question that this chapter of the *Leges* contains a considerably accurate account of the forest law in the early twelfth century. It is also possible to identify those who kept some forests from the 1130 pipe roll.

On the other hand, as yet there are no references to verderers, agisters, or regarders, suggesting that full elaboration of the forest hierarchy had not yet occurred. It is not clear whether forest pleas were dealt with in the shire courts or before justices *ad omnia placita*, or whether there were already, as later, separate forest courts. Moreover, no systematic description of the forest administration under the Norman kings is possible, because references to foresters and other officials are only incidental in the extant sources.

Also, the venison offenders were not yet involved, willy-nilly, in the legal procedures at this period, through the pledging system and through the special inquisition of the four nearest townships, which were held when a dead deer was found.

It would seem therefore that there was not yet a highly organized forest system in the early twelfth century; nevertheless, there were certainly some developments under Henry I in comparison with the forest system in the reign of his two predecessors, particularly regarding the effect of the system on the royal revenue.